

令和8年度採用 阿南市一般任期付職員
～ 危機管理担当～

令和7年4月

1 任用形態及び根拠法令

- (1) 任用形態
一般任期付職員（危機管理担当）
〔 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条に規定する任期付職員としての採用です。 〕
- (2) 任期
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）
〔 勤務実績等により、5年まで延長できる場合があります。 〕

2 勤務地

阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所本庁舎3階

3 職務内容

- (1) 配属予定部署
危機管理部危機管理課
〔 令和7年度は、危機管理部長1人、危機管理課長以下8人（常勤職員7人、会計年度任用職員1人）の体制です。
また、12人の職員に兼務を発令しています（主に災害対策(警戒)本部設置等に勤務）。 〕
- (2) 具体的な業務内容
自衛隊勤務の経験を生かした危機管理体制の助言・指導、防災体制の構築等の業務に従事していただきます。具体的な業務内容は次のとおりです。

1 災害対策(警戒)本部に関する業務	・ 災害対策本部、国民保護対策本部における運営助言 ・ 避難情報発令のための情報収集、助言 ・ 関係機関との調整
2 地域防災計画に関する業務	・ 地域防災計画、国民保護計画の修正 ・ 各種マニュアルの修正
3 総合防災訓練に関する業務	・ 市が主催する各種訓練の企画、立案 ・ 関係機関との調整
4 自衛隊との連携	・ 連絡調整 ・ 各種マニュアルの修正 ・ 関係機関との調整
5 自主防災組織にすること	・ 自主防災組織の設立、促進 ・ 「阿南市防災士の会」事務局
6 防災教育、啓発	・ 学校、企業等での防災指導
7 その他	・ 市長の特命事項

4 必要とする資格等

次の(1)～(4)の要件を全て満たす方

- (1) 自衛隊を退職した方又は令和8年3月31日までに退職予定の方
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
- (3) 内閣府が発行する「地域防災マネージャー」の証明書を受けている方
- (4) 自動車運転免許

5 勤務条件

1 勤務時間 (勤務体系)	○ 基本的な勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間） （1日7時間45分、週38時間45分勤務） ○ 時間外勤務及び休日勤務 危機管理担当部署での勤務となるため、次のような場合、上記にかかわらず時間外勤務を命じることが想定されます。 ※ 災害対策（警戒）本部への従事 ※ 市総合防災訓練、自主防災会等における訓練 ※ なお、週休日・休日に一定時間以上の勤務があった場合は、振替・代休対応となります。
2 週休日及び休日	○ 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）
3 給与等	一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の規定に基づき支給します。（令和7年4月1日現在） ○ 月額給料見込み 353,700円 ○ 手当 ・ 期末・勤勉手当、地域手当、通勤手当等 ※ 支払は口座振込により行い、住民税、所得税、各種社会保険料、互助会費等を控除します。
4 休暇制度	○ 年次有給休暇 （初年度15日。2年度目20日。1時間帯で取得可能） ○ 夏季休暇 最大6日まで（1日単位での取得） ○ 忌引、結婚、公民権行使ほか
5 社会保険等	○ 徳島県市町村職員共済組合 ○ 通勤及び公務上での災害補償制度 ○ 徳島県市町村職員互助会
6 条件付採用期間	○ 地方公務員法の規定により採用後6か月の間は条件付採用となり、この期間を良好な成績で勤務した場合に正式任用となります。
7 服務規律	○ 地方公務員法による服務及び懲戒の規定が適用されます。 ・ 服務の根本基準(第30条) ・ 秘密を守る義務(第34条) ・ 服務の宣誓(第31条) ・ 職務に専念する義務(第35条) ・ 法令等及び上司の命令に従う義務(第32条) ・ 政治的行為の制限(第36条) ・ 信用失墜行為の禁止(第33条) ・ 争議行為等の禁止(第37条)
8 その他	○ 職員駐車場 通勤車両は、職員駐車場を利用可能です(職員駐車場から本庁舎までは300m程度、月額1,000円が必要)。2輪車の場合は、構内駐輪場に駐車可能です(無料)。 ○ 厚生事業 職員定期健康診断(毎年7月下旬頃)、ストレスチェック(毎年11月頃)、産業医への医療健康相談等